

取 扱 基 準

名 称	新潟市商店街連盟補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市内商店街・商店会の連携強化を図りながら調査活動、情報提供、各種講演会開催などを行う新潟市商店街連盟に対する補助金。
目 標	数値化□ 非数値化■
	市内商店街の発展に資するための事業を実施し、魅力ある街づくりと組織の活性化を促進し併せて消費者の利便向上、商店街の近代化を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価する。
補助事業者	新潟市商店街連盟
補助対象経費の内 容	体質改善事業、調査事業、組織強化事業等。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	2,100,000円（定額補助） 実行補助率は実際の申請により決定するため未定。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 当団体は、商店街・商店会の振興発展を図る事業を行っているものの財政基盤が弱く、事業実施のためには会費の収入だけでは賄えないことから、上記補助対象経費の額を補助するもの。
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市商店街連盟の事業費の一部は新潟市の補助金に基づくものである旨を表示。
	〔媒体〕 総会資料。
担当部署	経済部 商業振興課 商業グループ 電 話 025-226-1633 (直通) e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp